

1 特別会計文書

(先例答申1(抄)「第4 審査会の判断 2 特別会計文書 (1)特別会計の定義」)

審査請求人の主張する「特別会計」なるものは、審査請求人の説明を要約すれば、研究委託金や学校徴収金の本来の用途に基づく支出の残金等を不正に確保することにより設けられた会計であって、校長や教頭が、用途や金額について法令、条例、規則、予算、契約による制約を受けず、自由な裁量によって使用しているものといえることができる。

そして、特別会計文書は、特別会計の執行において発生する文書であると考えられる。

2 公開指示文書

(先例答申2(抄)「第4 審査会の判断 2 本件対象文書の存在」)

(2) 規定及び運用

処分庁の事務の取扱いに関し必要な事項を定めた札幌市教育委員会事務取扱規程(昭和47年教育長訓令第11号。以下「事務取扱規程」という。)によれば、現行の第18条において、「庁内の照会等は、やむを得ない場合のほかは、文書の往復をさけ、札幌市イントラネット・システム、インターネットシステム、電話又は口頭により行うものとする」とされている。

当該規定によれば、処分庁は、事務の取扱いに関し、必ずしもそのすべての過程において文書を作成しなければならないとはされておらず、むしろ、庁内の照会及び当該照会に対する回答を行う場合などにおいては、文書によらず事務を取り扱うことを原則としている。

ところで、事務局が、その事務の取扱いに関し、事務取扱規程の適用を受けることは明らかであるが、当該規程第18条に規定される「庁内」に市立学校を含むものであるかについては、明文の規定からは必ずしも明らかではない。

このことについて諮問庁に確認したところによれば、少なくとも、公文書公開制度が、事務局のみならず市立学校も対象となるという点では、市立学校は「庁内」であり、特に、市立学校所管文書の公開請求に係る公開決定等の手続きの大半を事務局が処理している実態から、その過程における市立学校の事務手続きは、事務局による指導・助言のもとに行われるため、当然に事務局の取扱いに準じて処理されることになっているという。

(3) 本件請求の場合

上記を踏まえたところ、事務局が本件請求に係る対象校への照会を電話により行い、当該照会に対する回答も特に文書によって求めなかったとしても、かかる事務の取扱いは、事務取扱規程第18条の規定に反するとは解されない。

次に、対象校が、処分庁からの照会を電話によって受け、当該照会に対する回答を特に文書で求められてもいない場合に、これを電話で行ったとしても、事務取扱規程第18条を準用した事務の取扱いということに照らして妥当性を欠くとは言えず、特に不自然・不合理な点はない。

このことから、対象校からの回答は電話によるものであり、本件対象文書は存在しないとする諮問庁の説明は、首肯できるものである。

また、対象校からの回答は不服申立てに係る事実関係の確認ではあるが、不服申立てに係る事務である場合には他の事務の場合とは取扱いが特に異なるものであるとして、当該

回答については文書により行われたはずであると推認するに足る特段の事情も認められない。

3 公開指示文書

(先例答申1(抄)「第4 審査会の判断 3 公開指示文書」)

公文書公開請求の対象である公文書は、条例第2条第2号のとおり、請求時点において実施機関が保有する文書を指すものである。

そして、審査請求人は、諮問庁が、請求の処理を進める手続において公開指示文書を作成するはずであるという見込みに基づいて当該文書を特定し、その公開を求めるとして請求したものである。

この請求趣旨によれば、公開指示文書は、仮に作成されることがあるとしても、請求を受けた後のこととなるはずであるから、請求を受理したときには発生しておらず、処分庁が当該請求時点において現に保有している文書とは言えない。

したがって、公開指示文書は、請求との関係では、理論上、公文書に該当し得ないので、その存否を確認するまでもなく、非公開としたことは妥当である。

(当該「請求」は、先例答申1における請求をいう。)